

下関市新総合体育館整備事業に関する 事業契約の変更について

令和6年3月26日付けで下関市新総合体育館整備事業に関する事業契約を変更したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則第4条第4項の規定に基づき、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表する。

令和6年3月27日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 変更後の事業契約の内容

契約金額「9,893,696,944円（税込）」を「10,258,297,352円（税込）」とする。（364,600,408円（税込）の増額）

2 変更の理由

今般の社会情勢における物価高騰等を理由とした事業者からの事業契約に基づく物価変動等に係る請求に基づき、契約金額を増額するため。

以上